

乙第2号証

令和5年1月10日

健康・生活衛生局

感染症対策部予防接種課長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部

予防接種課 課長補佐

報告書

(「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」の業務実態
及び本件各開示請求の対象文書の存否について)

「新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト」は、新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）について迅速・丁寧な情報発信を行い、正しい情報に基づいて、国民が接種を受けるかどうかの冷静な判断を行い得る環境を醸成するとともに、接種を受けようとする国民が安心して接種を受けられるよう世論形成を行い、定量的な国内の新型コロナワクチン接種数の増加を目的として、令和3年1月25日から健康局健康課予防接種室（令和4年6月28日をもって健康局健康課予防接種室は廃止され、健康局予防接種担当参事官室が設置され、その後、令和5年9月1日の組織再編により健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課となった。以下、併せて「予防接種課」という。）において実施している事業であり、令和3年7月26日から令和4年3月31日までの間は株式会社プラップジャパンに業務委託を行ったものである（以下、当該期間に実施した事業

を「本件広報プロジェクト」といい、令和3年7月26日付で締結した当該契約を「本件広報プロジェクト業務委託契約」という。)。

本件訴訟の原告が、令和4年3月7日付けの3件の行政文書開示請求（開第5026号、開第5027号、開第5028号。以下、併せて「本件各開示請求」という。）において本件広報プロジェクトに関する行政文書の開示を求めていることから、当時、本件広報プロジェクトの担当者であった当職は、本件広報プロジェクトの業務実態を明らかにした上で、本件各開示請求の対象文書の存否について報告する。

1 株式会社プラップジャパンが実施した「非科学的な情報等に対する対処」に係る業務の実態

(1) 株式会社プラップジャパンから厚生労働省への報告について

本件広報プロジェクトの調達仕様書「5 (5) 非科学的な情報等に対する対処」には、株式会社プラップジャパンが実施する業務について、「ネットメディアを中心とする主要メディア（テレビ、新聞、週刊誌）の報道の中で、非科学的な内容と判断したものについて厚生労働省に適宜報告する」、「情報拡散の基点となっているTwitterのモニタリングデータをもとに、特に広く拡散されている誤情報の分析を行い、厚生労働省に報告する」と記載されているところ、具体的には、株式会社プラップジャパンは、Twitter（当時）のモニタリングデータやテレビ、新聞、週刊誌及びネットメディア等の主要メディアにおける新型コロナワクチンに関する報道状況を踏まえ、同ワクチンに関する情報で、SNS上で反響が大きいと判断した投稿等を抽出し、予防接種課に対し隨時報告を行っていた。つまり、株式会社プラップジャパンは、厚生労働省に対し、同社において非科学的な内容や誤情報であるかを特定した上で収集したものを見つけていたわけではない。

(2) メディアへの申し入れについて

本件広報プロジェクトの調達仕様書「5 (5) (ア) マスメディアへの対処」には、株式会社プラップジャパンが実施する業務について、「メディアへの申し入れ（書面または面談）」の必要が生じた場合は、「面会先のアポイント設定やメディアに提出する資料の作成」を行う旨が記載されているところ、実際に本件広報プロジェクト業務委託契約の期間中、予防接種課において「メディアへの申し入れ（書面または面談）」を行う機会はなかった。

(3) Q & A特設サイトへの掲載及びSNSで発信について

本件広報プロジェクトの調達仕様書「5 (5) 非科学的な情報等に対する対処」には、株式会社プラップジャパンが実施する業務について、「正しい情報のQ & A特設サイト掲載およびSNSで発信する等の必要が生じた場合は、(中略) Q & A特設サイト・SNS原稿作成等を行う」、「正しい情報を発信する必要があると厚生労働省が判断したものについては、その原稿を作成し、厚生労働省の科学的な知見に基づくファクトチェックを経た上で、Q & A特設サイト掲載や厚生労働省SNSを通じて投稿する」と記載されているところ、具体的には、予防接種課では、株式会社プラップジャパンからの上記(1)の報告や同課の担当者が主要メディアを通じて日常的に接する情報を参考にして、当該担当者が、科学的根拠や信頼できる情報源に基づかない不正確な情報が広がっており、正しい情報を発信して注意喚起する必要があると判断した場合には、当該担当者において原稿の原案を作成し、必要に応じて株式会社プラップジャパンに作成の支援を求めた上で、新型コロナワクチンQ & A特設サイトへの掲載や厚生労働省が運用するSNSへの投稿といった手段により正しい情報を発信していた。つまり、正しい情報をQ & A特設サイトに掲載したりSNSで発信する等の必要があるかを判断し、これらの媒体で発信する原稿案を作成していたのは、予防接種課の担当者であって、株式会社プラップジャパンは、当該担

当者が作成した原稿案について、必要に応じて医学的・科学的見地から外部有識者に支援を求めるながら、内容の確認や修正を行っていた。

(4) 行政文書の存否について

原告が令和4年3月7日付け（同月9日受付）行政文書開示請求書（開第5026号）により開示を請求した行政文書は「令和3年7月26日に、厚生労働省と株式会社プラップジャパンとの間で契約された、「件名：『新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト』業務一式」に関する委託契約（中略）に基づいて、株式会社プラップジャパンが収集し、厚生労働省へ報告した以下の①～③の内容がわかる資料一式」、「①ネットメディアを中心とする主要メディア（テレビ、新聞、週刊誌）の報道の中で、非科学的な内容と判断したもの②Twitter等のモニタリングデータをもとに分析された、SNS上で特に広く拡散されている誤情報③その他、ワクチンに関して誤情報として報告された情報」であった。

しかし、「非科学的な情報等に対する対処」に係る業務の実態は上記(1)ないし(3)のとおりであり、予防接種課は、当該開示請求がされた令和4年3月9日時点で上記の行政文書を事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していなかった。

2 株式会社プラップジャパンと「ワクチンの知見を有する外部有識者」とのアドバイザリー契約について

(1) 株式会社プラップジャパンが外部有識者とアドバイザリー契約締結に至る経緯等について

本件広報プロジェクトの調達仕様書「5 (1) プロジェクト全体の管理・戦略的広報支援」には、株式会社プラップジャパンが実施する業務について、「情報発信コンテンツの原案を作成する際は科学的知見が必須であることから、令

和3年7月までに行った事業の実施内容を踏まえ、厚生労働省と協議の上でワクチンの知見を有する外部有識者とのアドバイザリー契約を結んで連携すること」と記載されているところ、株式会社プラップジャパンは、前回の広報プロジェクト（令和3年4月～7月）も受託しており、本件広報プロジェクト業務委託契約の締結に際し、本件広報プロジェクトのアドバイザリー契約についても前回と同じ外部有識者を選定する旨、予防接種課に電話で連絡した。予防接種課としては、引き続き同じ外部有識者が選定されることについて特に支障はなく、異を唱えることはしなかった。

(2) 行政文書の存否について

原告が令和4年3月7日付け（同月9日受付）行政文書開示請求書（開第5027号）により開示を請求した行政文書は「令和3年7月26日に、厚生労働省と株式会社プラップジャパンとの間で契約された、「件名：『新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト』業務一式」に関する委託契約に基づいて、株式会社プラップジャパンが「ワクチンの知見を有する外部有識者」とアドバイザリー契約を締結したことに関し、外部有識者の選定について厚生労働省と協議した際の資料、外部有識者の氏名・団体名がわかる資料、外部有識者とのアドバイザリー契約書、その他の本件契約に基づいてアドバイザリー契約を締結した外部有識者に関する資料一式」であった。

しかし、アドバイザリー契約締結に至る経緯等は上記(1)のとおりであり、予防接種課は、当該開示請求がされた令和4年3月9日時点で上記の行政文書を事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していなかった。

3 株式会社プラップジャパンが実施した「記者勉強会、記者会見等における関係資料の作成と現場支援」に係る業務の実態

(1) 記者勉強会、記者会見の実施について

本件広報プロジェクトの調達仕様書「5 (4) (イ) 記者勉強会、記者会見等における関係資料の作成と現場支援」には、株式会社プラップジャパンが実施する業務について、「厚生労働省が定期的に実施する記者勉強会や記者会見等におけるメディア向け資料の作成と現場でのサポートを、両者協議の上行う」と記載されているところ、実際には、本件広報プロジェクト業務委託契約の期間中、新型コロナワクチンに関する記者勉強会や記者会見は実施する機会がなかった。

(2) 行政文書の存否について

原告が令和4年3月7日付け（同月9日受付）行政文書開示請求書（開第5028号）により開示を請求した行政文書は「令和3年7月26日に、厚生労働省と株式会社プラップジャパンとの間で契約された、「件名：『新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト』業務一式」に関する委託契約に基づいて、株式会社プラップジャパンが作成した「厚生労働省が定期的に実施する記者勉強会や記者会見等におけるメディア向け資料」一式」であった。

しかし、記者勉強会、記者会見の実施については上記(1)のとおりであり、予防接種課は、当該開示請求がされた令和4年3月9日時点で上記の行政文書を事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していなかった。

以上